

平成23年度第2回川崎市政策評価委員会 摘録

- 1 開催日時 平成23年7月26日(火) 午前15時00分～16時30分
- 2 開催場所 明治安田生命ビル 2階 第1会議室
- 3 出席者 委員 高千穂委員長、垣内副委員長、川崎委員、水上委員、青木委員、杉橋委員、余郷委員
事務局 総合企画局都市経営部 鈴木部長
総合企画局都市経営部企画調整課 亀川課長
総合企画局都市経営部企画調整課 高橋担当課長
総務局行財政改革室 白鳥担当課長
財政局財政部財政課 斎藤担当課長
総合企画局都市経営部企画調整課 岸担当課長、鈴木(智)担当係長、中井

4 議 事

- (1) 平成22年度施策評価の検証結果について
- (2) 政策評価委員会の意見を踏まえた取組について
- (3) 第3期実行計画における政策評価委員会の運営について
- (4) その他

5 傍聴者 1名

6 会議内容

議事(1) 平成22年度施策評価の検証結果について

高千穂委員長) 事務局の説明に対して、御質問、御意見等があればお願いしたい。

杉橋委員) 我々が評価してきたものが大分改善されてきたということはよかった。

ただし、市民の方が無関心になることがないように、あくまで市民目線に沿ったかたちで今後も継続して取り組んでいてもらいたい。

青木委員) 資料1の検証結果の「おわりに」において、「分かりやすい評価」に向けた検証に加え、新たな検証手法の導入などにより、評価制度のさらなる改良・改善に貢献していくことができればと考えます。」とあるが、これは次のステップに向けての話に言及しているのか。それとも従来の評価を引き続き行っていくという意味なのか、この表現の意味について聞きたい。

岸担当課長) ここでは、「分かりやすい評価」という視点による従来からの評価に加え、もう一步踏み込み、評価の妥当性について検証いただき、市の評価能力を高めるためのアドバイスをいただけたらという意味も込めて、このような表現

にした。

青木委員) この表現から、次のステップへの移行と読んだが、そういった意味ではないということか。

岸担当課長) 次のステップとして、ただいま御説明した内容に取り組むことを目指している。

第3期実行計画については、今年度から評価を行っていくが、このようなことを見据えて、今後の検証手法について議論できればと考える。

高千穂委員長) 一委員としての意見であるが、「ステップアップしていない」ということではなくて、「ステップアップする」と読むべきではと考える。理由については、事務局から「評価能力を高める」と話があったが、我々は6年間を通して、原課が行った評価に基づいて、「分かりやすさ」という視点から二次評価を行ってきたわけであるが、これは原課が自分たちの取組についてしっかりと理解したうえで評価を行っているかどうか、原課の評価能力を間接的に評価してきたと考える。

では、次に何が求められるかであるが、原課の評価能力のさらなる向上として、全体レベルの向上に取り組むべきではないかと考える。一個人の評価能力が向上しても持続性がない。

原課が行った評価について、客観的な視点から妥当であるか検証することは、従来からステップアップしているのではないかと考える。

ただし、原課が出してくるデータが現状と変わらなければ、そのデータだけで、その判断までできるのかについては非常に疑問なところである。そこまで踏み込むとなると、追加的な資料がなければ判断できないケースも多々あるのではないかと考える。そうした場合に、原課が負う負担と評価能力の向上の費用対効果が見合ったものとなるのかということが問題になると考える。

非常に限られた状態で見るときには無駄な施策・事業と思われたものが、実は何のために行っているのかを深く広く見たときに初めてその意義がわかることがある。市政全体を通して見て、実は必要不可欠であると判断するケースでは、原課が用意すべきデータはかなり増えるかもしれない。そうした場合に果たして原課は対応が可能なのか。もし可能であれば、まずは原課が行っている評価自体はどうであるか。段階を踏んでいかなければならない。従来どおりの継続ではなく、変えていくのであれば、まずはそうした環境整備ができるかどうか確かめていかなければならないと考える。

垣内副委員長) 私は川崎市の文化アセスメントに携わっており、こういった各セッションにおけるそれぞれの専門家による評価とこの政策評価の切り分けが重要であると考えます。「分かりやすい評価」という視点では、自分の専門分野以外であっても、市民目線で分かりやすさを評価することはできるが、評価の妥当性まで踏み込むのであれば、一定の専門性がないと適切な判断は難しいと考える。

杉橋委員) 福祉関連の施策を検証して感じたことだが、現在、公設民営で保育園や老人ホームの運営が委託されているが、市民の目線で、委託したことで市民サービスにプラスとなっているのか、こういった視点でも評価を行ってみてはどうか。

水上委員) P.12 及び P.13 であるが、「3 今後の課題と取組の方向性」の(1)～(3)について、一部修正をお願いしたい。

まず(2)の「評価内容のチェック力の向上」であるが、担当課自体のチェック力の向上なのか、それとも他部署によるチェック力の向上か。

岸担当課長) 後者である。

水上委員) それではそのことがわかるように記載内容を修正してもらいたい。

それと(1)と(3)であるが、タイトルが逆の方がよいのではないか。

(1)の記載内容は、今回我々が検証結果を踏まえ、改善意見を基に「要改善」を減らしていくという意味に読めたので、タイトルは(3)「改善意見のフィードバックによる適正な評価の推進」の方が相応しいように感じた。

(3)の記載内容は、評価の取組について、第3期実行計画においても見直しを進めながら、よりよいものにしてくださいという意味に読めたため、(1)「成果説明の分かりやすさ向上に向けた評価の一層の推進」とした方がしっくりすると考える。

岸担当課長) (1)は、検証項目の「成果説明の分かりやすさ」において、今回改善意見を多くいただいたところから、このような記載とした。

(3)は、委員会の改善意見をフィードバックすることで、「要改善」が半減してきたこの取組の効果を踏まえ、今後もこの取組を継続して行っていくという意図でこのような記載としたが、記載内容については今回の御意見を踏まえ、誤解がないように修正する。

水上委員) 修正については、内容というよりも読んで分かりやすいようにしてもらい

たい。

川崎委員) 1の検証手法のところであるが、図表1に「検証項目及びチェックポイント」(P.7)が掲載されているが、我々がどのような基準で検証を行ったかわかるように、チェック項目ごとの「良」、「可」、「要改善」の基準が示されている「判定基準一覧」も掲載してほしい。

また、実感としては年々改善されてきていると感じるが、「要改善」が明らかに減っていることや「良」が増えてきているなど、そのことがわかるように本文に加えてもらいたい。

岸担当課長) P.7に「検証結果の概況」を記載しているが、確かに、これは平成22年度の検証結果だけである。「要改善」については、平成20・21年度は303あったが、今回は161と半減しており、「良」も若干増えている。平成20～22年度において、同じ基準で継続的に検証を行ってきたため、これまでの検証結果の推移がわかるような記載を概況に盛り込むようにする。

議事(2) 政策評価委員会の意見を踏まえた取組について

高千穂委員長) 事務局の説明に対して、御質問、御意見等があればお願いしたい。

川崎委員) 我々がステップアップについて取り組もうとした場合、資料2「施策評価の改善に向けた取組スケジュールのどこに入ってくるのか。

岸担当課長) 平成23年度第3回政策評価委員会(11月を予定)の中で、平成23年度の施策評価について、検証手法を議論いただき、第4回政策評価委員会(3月を予定)において、新たな仕組みについて決定し、その内容に沿って平成23年度の検証を行っていただくこととなる。

議事(3) 第3期実行計画における政策評価委員会の運営について

高千穂委員長) まずは、政策評価委員会の位置付けについて、見直す必要があると考える。川崎市が行っている総合計画は、人事評価にまで影響が及ぶ壮大なシステムである。その枠組みの中で、政策評価の位置付けは第一義的には、条例にあるとおり、市民目線に立った分かりやすい説明を行っているか、第二義的には事業が効率的かつ適正に行われているか、これについては行政内部でしっかりと自己評価していく必要があるが、我々第三者である委員が、限られたデータ及び時間の中で、責任を持って評価を行うには、まず市民目線

に立って評価を行うことが不可欠である。

また、評価手法として、現場に出向くことについては、一意見ではあるが、現場を見ただけではわからないと考える。

原課の評価能力を高めるために、原課が行った施策についてのAからDの評価が妥当なのか、市民が読んで理解できる評価になっているのか、そういったところに踏み込むことは可能であると考え。それ以上については、限られた時間・人数・データでは、責任を持って評価を行うことはできないと考える。

垣内副委員長) 施策評価の妥当性を判断する前提条件として、当該分野に関する基礎的な知識や専門性が必要であると考え。現状の市民目線に立った視点から判断することだけでは十分ではないと思う。

この委員会の役割、委員が何をやるべきかきちんと決めることが大事であると考え。他のセクションの評価の取組と重複してしまえば、適正かつ効率的な評価とはいえない。これらについて、事務局はどう考えるか。

岸担当課長) 施策評価の妥当性については、Aという評価に対して、成果指標において求められる水準や、Aに相応しい説明かどうか、客観的な視点から、評価の妥当性を検証していただきたい。現状のデータだけで判断できるかは別として、次のステップとしてそういったことを考えている

青木委員) 施策に対して、専門的な知識がないと判断できないというのもわかるが、一方で、市民が地域の課題に関与し、協働して取り組んでいくことは地方自治の観点から非常に重要であると考え。そのバランスを見ながら、次の政策評価委員会は、市民が協働して参加できる運営について、検討してはどうか。

高千穂委員長) そうしたことは、市民に近い施策だけを評価するのであれば可能だろうが、市民の目に触れない施策が実は非常に大きな役割を果たしているというケースもあるため難しいと考える。

こうしたことを踏まえると、市全体の施策を見るといった場合に、今までの政策評価委員会の市民目線に立った評価は有効であると考え。

次のステップアップとして、原課に検証結果をフィードバックさせることについてしっかり取り組む必要があると考える。

鈴木部長) 現在のフロンティアプランの前の総合計画においても評価の取組をモデル的に行っていた経緯がある。ただし、当時は、政策的に取り扱う事業、新規

事業、重点事業を中心に議論を行っていた。しかしながら、委員長の御意見にもあったが、市の事業の中には、市民の目に触れにくいものであっても、人材とコストをかけて行い、大きな役割を果たしているものもある。そういったところのコストを見直すことも含め、平成14年から本市の行財政改革が始まっており、根本的などころにメスを入れ、併せて都市経営の仕組について議論を重ねた結果、政策的に取り扱う事業だけではなく、市民の目に触れにくい、目立たない事業であっても対象とすることとした。そして、内部管理としては、最終的に事業が適正に実行、実施されたのかどうか評価を行い、外部的にはその事業がきちんと実施されたのか、あるいは事業が施策課題の目標設定に貢献したのか評価を行う。そういった内部と外部の両方に向けたマネジメントシステムを構築する目的で、フロンティアプランはできた。

こうしたことから政策評価の仕組は全ての事業を対象とすることに意義があると考え。一方で、様々な評価の仕組がある。例えば、政策分野ごとの評価の仕組、モニタリングの取組、また、ハード系が中心となるが、事業評価検討委員会という個別の大きな事業の継続性や妥当性あるいは事前予測を行った事業の達成度を評価する取組がある。そういった各個別の評価の取組との住み分け、また、市民目線を実証的にどう担保するかどうかも課題である。

全体を評価する仕組は維持し、平成23年度施策評価については、マンネリに陥ることがないように取り組んでいく必要があると考える。市民の方々の目線に照らし、我々が実行し得る評価の取組が相応しいのか、今後どういった政策評価を行うことができるのか、そういったことを含めて御意見をいただきたいと考える。

水上委員) 行政評価に外部の委員が関わる活動の狙いは2点あると考える。1点はこの委員会が目的としている行政の評価能力を高めることにある。事業をチェックし、翌年度に向けて事業の流れをどう見直し、予算を編成するのか、行政の評価能力をさらに高めるサポートを行う。もう1点は外部委員会が施策・事業自体を直接評価することである。目標設定の妥当性、成果の有無、手法の見直し、事業自体の廃止について直接評価する。

この2つはやり方が大分異なる。例えば、前者であるこの委員会の延長として、特定の施策を抜き出して、その施策の中身まで見るといった場合には、施策を見直すことは当委員会の本旨ではなく、最終的には行政が自分たちの取組についてチェックできているかの評価であり、最後の判断はやはり行政が行うべきだと考える。

この委員会の次のステップとして、行政のPDCAサイクルを回す能力を高めることについては委員会の目的として変えずに、改善・工夫をしていった

方がよいと考える。施策・事業自体を評価するとなると、総合計画や実行計画の策定から関わって、目標設定の妥当性や一個一個の事業の中身を見たいうえで、優先順位を考えて予算編成を行うなど、全体の仕組みを考えて取り組まなければ難しいと考える。

余郷委員) 専門知識がないと評価が困難との意見もあったが、最も高度な専門知識を要し、職業裁判官にのみ依存していた刑事裁判の分野でも、裁判員制度により一般市民が判決にまで関与するようになってきていることは周知のとおりであり、行政の分野においても専門家のみならず、一般市民が評価を行う意義は今後ともあると考える。

他方、政策評価委員会の役割については、担当部局の評価能力を高めることを目的としているとか、施策そのものの妥当性を評価するとは規定されておらず、そうしたミッションがあることとしていない。

さらに行政施策の立案と執行は、公選になる市長と市議会に最終責任があるという法体系である以上、政策評価委員会の規定を見直したとしても、市が策定した施策の賛否を決定する権限を当委員会が持つことは現行法体系上不可能であると考えます。

しかし、現状においても所定の評価は評価として、妥当性について、意見を表明する余地はあると考える。具体的には評価に合わせて要望や疑問を記述し、間接的に妥当性について個々の委員の考えを述べることはできるはずである。ただしそれをどのように判断し、取扱うかは市の担当部局に委ねるべき性格の問題であると考えます。

委員会の設置要綱の改定は結構なことであるが、いずれにしても法律上権限を付与される可能性がないことでもあるので、関係した委員にも市の各種施策の適否についても見解を述べられる柔軟な仕組みと行政担当部局の職員もそれらに対し能動的に受け止める感受性を持ってもらえば、行政執行の適確性の確保と市民の信頼を高められることが期待できると思う。

鈴木部長) 今回いただいたような御意見をどのように反映できるかは今後の課題であるといえる。基本は行政の評価能力の向上であって、それを踏まえて御指導いただければと考える。